

「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項

令和4年4月1日制定

都市デザイン鑑定株式会社
代表取締役小林達哉

都市デザイン鑑定株式会社（以下「当社」といいます。）は、「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」といいます。）に基づき、以下の事項を公表いたします。

1. 個人情報の利用目的等

(1) 書面等で個人情報を直接取得する場合以外の方法で、個人情報を取得する場合の利用目的（法第21条第1項関係）

当社にご提供頂いた個人情報は、下記の利用目的で利用させていただきます。法令により例外として取扱うことが認められている場合を除き、下記以外目的で個人情報を利用することはありません。

- ① お客様から取得する個人情報
 - サービスに関する情報提供
 - サービスの販売、提供
 - セミナー、展示会、イベントのご案内送付
 - サービス等のサポート対応
 - お問い合わせ対応
 - 契約の履行
 - 商談、打ち合わせ、連絡
 - 教育、研修の申込み
- ② 当社の受任業務に伴い、委任元から提供された個人情報
 - 不動産の地価公示法に基づく標準地の鑑定評価、国土利用計画法施行令に基づく都道府県地価調査その他の公的評価及び不動産鑑定評価等業務、不動産調査、コンサルティング業務ないしは付帯サービスとしての統計分析、企業診断・経営コンサルティング業務に伴う契約履行
- ③ 採用応募者から取得する個人情報
 - 採用応募者への採用情報の発信、採用選考
 - 当社における採用業務管理

④ 当社の役員、正社員、契約社員、委託社員、アルバイト社員、派遣社員に関する個人情報（退職者を含む）

- 業務管理、人事管理、給与計算、雇用管理

なお、当社が業務の過程において取得する各種個人情報の殆どは、地価公示法に基づく標準地の鑑定評価、国土利用計画法施行令に基づく都道府県地価調査その他の公的評価及び不動産鑑定評価等業務*にて、利用させていただきます。

*「鑑定評価等業務」とは、不動産の鑑定評価並びに不動産鑑定士等の名称を用いて行う不動産の客観的価値に作用する諸要因に関する調査・分析または不動産の利用、取引もしくは投資に関する相談に応じる業務と解されている（不動産の鑑定評価に関する法律第3条一部引用、以下同じ）。

(2) 第三者提供に関するオプトアウト制度の事項（法第27条第2項関係）

現在のところ、該当はありません。

(3) 共同利用に関する公表事項（法第27条第5項3号関係）

【不動産取引価格に係る事例資料をはじめとする不動産鑑定評価等業務に関する情報】

① 共同利用をする旨：

当社は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「連合会」という。）で取得する取引事例をはじめとする不動産鑑定評価等業務関係の情報を下記により共同利用いたします。

② 共同して利用される個人データの項目等：

物件所在地、価額、面積、取引時点、取引当事者の氏名、道路幅員形状などの個別的な、あるいは公法上の制限、所在する地域の特徴などの地域的な価格形成要因のデータ項目

③ 共同して利用する者の範囲：

連合会並びにその会員、又は都道府県不動産鑑定士協会並びにその会員

④ 利用する者の利用目的：

地価公示法に基づく標準地の鑑定評価、国土利用計画法施行令に基づく都道府県地価調査その他の公的評価及び不動産の鑑定評価に関する法律第3条に定められた鑑定評価等業務

⑤ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名：

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
東京都港区虎ノ門 3-11-15 SVAX TT ビル
会長 吉村 真行

(ただし、都道府県不動産鑑定士協会が独自に取得した不動産鑑定評価関係の情報にあっては同士協会。)

なお、上記公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会の住所及び会長名が変更された場合は速やかに変更等の手続きを致します。

【連合会が取得する会員管理関係の情報】

① **共同利用をする旨：**

当社は、連合会が取得する会員管理関係の情報を下記により共同利用いたします。

② **共同して利用される個人データの項目等：**

当社と連合会との間で共有する情報は、氏名、性別、勤務先情報（名称・所在地・電話番号・FAX番号）、資格情報のうち研修履歴情報など。

③ **共同して利用する者の範囲：**

連合会並びにその会員、地域不動産鑑定士協会連合会、又は都道府県不動産鑑定士協会並びにその会員

④ **利用する者の利用目的：**

当社と連合会との間で会員の連絡先等を共同利用するのは、連合会が実施する事業に関連して、連合会が保有する個人情報を用いて本会が定める利用目的の範囲内で会員間の連絡等で使用するのに必要な場合

* 会員が性別又は勤務先情報等の情報の全部又は一部について共同利用による他の会員への情報提供を望まない場合で、合理的な理由がある場合は、この限りではない。

* 連合会の役員選挙の場合に限り、立候補者が役員選挙規程第 29 条に定める選挙文書を送付することを目的として、同会から立候補者に対して、宛名ラベルの頒布が行われることがあります。(頒布は目的外利用を行わない旨誓約した場合に限られます。また、上記により情報提供を望まない方は除かれます。)

⑤ **当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名：**

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会

東京都港区虎ノ門 3-11-15 SVAX TT ビル

会長 吉村 真行

(都道府県不動産鑑定士協会のみ所属する会員にあっては当該不動産鑑定士協会)

2. 保有個人データに関して、本人の知り得る状態に置くべき事項（法第 32 条第 1 項関係）

当社の保有個人データについて以下の事項を公表いたします。

- ① 個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名：
都市デザイン鑑定株式会社
東京都品川区東五反田 1-10-11-205
代表取締役 小林達哉
- ② 保有個人データの利用目的：鑑定評価等業務等(※)
※前記 1. 個人情報の利用目的等 記載ご参照
- ③ 開示・訂正等・利用停止等にかかる手続き
「3.開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご参照ください。
- ④ 保有個人データの安全管理のために講じた措置
(別紙) 保有個人データの安全管理のために講じた措置 記載のとおりです。
- ⑤ 苦情の申し出先：
「4.苦情及び相談の受付に関する事項」記載の窓口宛にご連絡ください。
- ⑥ 認定個人情報保護団体の名称及び苦情の申し出先
現在、当所の所属する認定個人情報保護団体はありません。

3. 開示等の求めに応じる手続等に関する事項（法第 33 条～38 条関係）

(1) 開示等の求めの対象となる事項

開示の求めの対象となる事項は、以下の保有個人データの項目又は第三者提供の記録です。

不動産鑑定評価書等交付書面（控）記載の個人データ	対象不動産の所在、所有者の氏名、賃貸借当事者等権利者の氏名等
不動産鑑定評価等の依頼に関して取得された個人データ	対象不動産の所在、依頼者の氏名、賃貸借当事者等権利者の氏名等

(2) 開示等の求めの申し出先

開示等のご請求は「4.苦情及び相談の受付に関する事項」記載の窓口宛に、所定の申請書に必要書類（(3) (4) 参照）を同封し、封筒に朱書きで、「開示等請求書類在中」とお書添えの上、郵送によりお願い申し上げます。

(3) 開示等の求めに際してご提出いただく書面

① 申請書「保有個人データ開示・訂正・削除・利用停止等申請書」

「開示等の求め」を行われる場合の書式は、郵送先、連絡先（電話番号、FAX番、E-Mail番号）明記の上、E-Mail及びFAXにて当社へお申込みください。申請書「保有個人データ開示・訂正・削除・利用停止等申請書」をご送付いたします。

② 提出書類

下記【本人が申請する場合の提出書類】、【法定代理人が申請する場合の提出書類】、【本人からの委任により代理人が申請する場合の提出書類】に従い、必ず本人確認書類（個人番号カード（表面のみ）・住民票等）、申請書に押印された印鑑にかかる印鑑証明書等をもご同封の上、上記（2）の申し出先まで郵送ください。

【本人が申請する場合の提出書類】

必要書類	注記
① 申請書「保有個人データ開示・訂正・削除・利用停止等申請書」	本人の実印をご押捺ください
② 印鑑証明書	申請日 3 ヶ月以内作成の印鑑証明書（申請書に押印された印鑑にかかるもの）
③ 本人確認書類 1. 個人番号カード（表面のみ） 2. 住民票（請求者ご本人の者だけ記載されたものをご提出ください） 3. 運転免許証（本籍地、眼鏡等、補聴器の有無は塗りつぶしてご提出ください） 4. パスポート（本籍地は塗りつぶしてご提出ください） 5. 年金手帳 6. 健康保険被保険者証（家族構成は塗りつぶしてご提出ください） 7. 特別永住者証明書 8. 在留カード	左記の写しを1つ以上 ※有効期限のないものは発行日から 6 ヶ月以内

【法定代理人が申請する場合の提出書類】

必要書類	注記
① 申請書「保有個人データ開示・訂正・削除・利用停止等申請書」	本人の実印をご押捺ください
② 印鑑証明書	申請日 3 ヶ月以内作成の印鑑証明書（申請書に押印された印鑑にかかるもの）
③ 本人確認書類 1. 個人番号カード（表面のみ） 2. 住民票（請求者ご本人の者だけ記載されたものをご提出ください） 3. 運転免許証（本籍地、眼鏡等、補聴器の有無は塗りつぶしてご提出ください） 4.	左記の写しを1つ以上 ※有効期限のないものは発行日から 6 ヶ月以内

<p>パスポート（本籍地は塗りつぶしてご提出ください） 5. 年金手帳 6. 健康保険被保険者証（家族構成は塗りつぶしてご提出ください）</p> <p>7. 特別永住者証明書 8. 在留カード</p>	
<p>④ 請求資格確認書類（法定代理人のみ）</p> <p>1. 戸籍謄本 2. 登記事項証明書 3. 審判書</p> <p>4. その他</p>	<p>・法定代理権があることを確認させていただくための書類を1つ以上</p>
<p>⑤ 法定代理人であることの確認書類</p> <p>1. 個人番号カード（表面のみ） 2. 住民票（請求者ご本人の者だけ記載されたものをご提出ください） 3. 運転免許証（本籍地、眼鏡等、補聴器の有無は塗りつぶしてご提出ください）</p> <p>4. パスポート（本籍地は塗りつぶしてご提出ください） 5. 年金手帳 6. 健康保険被保険者証（家族構成は塗りつぶしてご提出ください）</p> <p>7. 特別永住者証明書 8. 在留カード</p>	<p>左記の写しを1つ以上</p> <p>※有効期限のないものは発行日から6ヶ月以内</p>

【本人からの委任により代理人が申請する場合の提出書類】

必要書類	注記
<p>① 申請書「保有個人データ開示・訂正・削除・利用停止等申請書」</p>	<p>本人の実印をご押捺ください</p>
<p>② 委任状</p>	
<p>③ 印鑑証明書</p>	<p>申請日3ヶ月以内作成の本人の印鑑証明書（申請書及び委任状に押印された印鑑にかかもの）</p>
<p>1. 個人番号カード（表面のみ） 2. 住民票（請求者ご本人の者だけ記載されたものをご提出ください） 3. 運転免許証（本籍地、眼鏡等、補聴器の有無は塗りつぶしてご提出ください） 4. パスポート（本籍地は塗りつぶしてご提出ください） 5. 年金手帳 6. 健康保険被保険者証（家族構成は塗りつぶしてご提出ください）</p> <p>7. 特別永住者証明書 8. 在留カード</p>	<p>左記の写しを各1つ以上</p> <p>※有効期限のないものは発行日から6ヶ月以内</p>
<p>⑤ 代理人（請求者）確認書類</p> <p>1. 個人番号カード（表面のみ） 2. 住民票（請</p>	

求者ご本人の者だけ記載されたものをご提出ください) 3. 運転免許証 (本籍地、眼鏡等、補聴器の有無は塗りつぶしてご提出ください) 4. パスポート (本籍地は塗りつぶしてご提出ください) 5. 年金手帳 6. 健康保険被保険者証 (家族構成は塗りつぶしてご提出ください) 7. 特別永住者証明書 8. 在留カード	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

また、電磁的記録の提供による方法等による方法により開示することを求められる場合は、その旨を書類「保有個人データ開示・訂正・削除・利用停止等申請書」の「要求内容欄」にご記載ください。なお、当該方法による開示の内容を検討し、当該方法が多額の費用を要する場合や当該方法による開示が困難である場合につきましては、書面の交付による方法での開示を行うことがございます。

(4) 開示の求めに対応させていただくための手数料等及びその支払い方法

申請 1 回毎に定型外一般書留料金郵便切手を同封 (令和 4 年 4 月 1 日現在 635 円)。

(5) 開示等の求めに対するご回答方法

開示請求への回答方法…申請者記載住所 (※) 宛に書面回答。

※書留で送付いたしますので、必ず書留送達可能な住所をご記載ください。

(6) 開示等の求めに関して取得した個人情報の利用目的及び保存期間

開示等の求めにともない取得いたしました個人情報は、開示等の求めに必要な範囲でのみ取り扱いさせていただきます。ご提出いただいた書類は、開示等の求めに対する回答が終了した日より 2 年間保存し、その後廃棄させていただきます。

(7) 開示等のご依頼にお応えできない場合

次に定める場合は、開示等のご請求にお応えできかねますので、あらかじめご了承ください。また、不開示等となった場合でも手数料等は発生しますので、ご注意ください。

- 開示請求対象が、法第16条で定義するデータに該当しない
- 本人又は第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある
- 当社業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある
- 法令で定める事由がある
- 申請者個人情報の存在が認められない
- 代理人による申請に際して、代理権が確認できない
- 所定申請書類に明らかな虚偽がある
- 所定の申請書類に不備がある

以上の場合 ※不開示決定の場合…その旨、理由を付記し通知 (不開示でも手数料がかかります)。

4. 苦情及び相談の受付に関する事項（法第40条関係）

当社の個人情報の取扱いに関する苦情又は相談については、下記まで電話、FAX 又は E-Mail でお願い申し上げます。

〒141-0022

住所：東京都品川区東五反田 1-10-11-205

TEL：03-6325-8349 FAX：03-6869-5232

E-mail：kantei@ce.em-net.ne.jp

都市デザイン鑑定株式会社 個人情報開示等受付係

5. 当社が作成した匿名加工情報に関する事項（法第43条第3項関係）

作成した匿名加工情報はありません。

以 上